令和７年度　市･県民税申告の手引き

申告に必要な書類（郵送による提出の場合も含む）

1　申告書（同封したもの）
2　本人確認書類　・・・　「マイナンバーカード」　または　「通知カード＋運転免許証など」
　※郵送で提出するかたは「本人確認書類の写し」を同封してください。
3　所得の計算に必要なもの（令和６年分のものすべて）
　〇給与、年金等の源泉徴収票
　〇配当の支払通知書
　〇収支内訳書（営業・農業・不動産収入のあるかた）
　〇外交員報酬、原稿料、講演料等の支払調書など
4　所得控除に必要なもの（令和６年中に支払った領収書・証明書）
　〇医療費控除を受けるかたは「医療費控除の明細書」（支払った医療費の領収書をもとに作成してください。）
　〇国民健康保険、国民年金、介護保険、後期高齢者医療保険など社会保険の払込証明書または領収書
　〇生命保険、地震保険の払込証明書または領収書
　〇障害者控除を受けるかたは障害者手帳など
　　※郵送で提出するかたは手帳の写しを同封してください。

市・県民税申告の必要がないかた

1　令和６年分の所得税確定申告書を提出するかた
2　給与所得のみのかたで、勤務先から市役所へ給与支払報告書が提出されるかた（勤務先へ確認してください。）
3　年金所得のみのかたで、各種控除（６ページ以降をご覧ください。）がないかた
（注）所得がなかったかたは申告の必要はありませんが、課税（所得）証明書の発行・国民健康保険料や市営住宅使用料の算定などのために申告が必要になる場合があります。

※上場株式等の配当所得等に係る課税方式が統一されました

令和６年度(令和５年分)から、上場株式等の配当所得等や上場株式等の譲渡に係る所得について、所得税と住民税とで異なる課税方式を選択することができなくなりました。所得税の確定申告書でこれらの所得を申告すると、住民税でも所得として算入されることになりますので、ご注意ください。

なお、確定申告書で選択した課税方式については、後で変更することができません。慎重にご検討の上、申告してください。

公的年金等を受給しているかたへ

公的年金等（国民年金、厚生年金、企業年金など）の収入金額が４００万円以下であり、かつ公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が２０万円以下である場合、所得税の確定申告書の提出義務はありません。ただし次の場合には市・県民税の申告が必要となります。

〇公的年金等に係る雑所得のみのかたで、「公的年金等の源泉徴収票」に記載されている所得控除以外に追加の所得控除を受けるかた
〇公的年金等に係る雑所得以外の所得があるかた

市・県民税申告に関するお問い合わせ・申告書の提出先

〒３１７－８６０１　日立市助川町１丁目１番１号
日立市役所　財政部　市民税課　　電話　０２９４－２２－３１１１　　内線　２３５，２３６，２３９

申告書記載例

※令和６年中のすべての収入を申告してください。

※営業・農業・不動産の収入があるかたは収支内訳書を記入し、申告書と一緒に提出してください。

表面

マイナンバーの記載を忘れずに！

お持ちの証明書・領収書等を確認し、記入してください

16歳未満の扶養親族がいる場合、記入してください

申告書表面左側（⑬～㉗欄）・裏面を記入後、４～８ページを参考に記入してください

令和 7 年度分　市民税・県民税申告書

日立市長　殿

令和　　年　　月　　日提出

現住所	日立市多賀町〇-〇-〇	業種又は職業	自営業
1月1日現在の住所	日立市十王町友部〇〇〇	電話番号	0294-□□-□□□□
フリガナ	タガ　タロウ	世帯主の氏名	続柄
氏名	多賀　太郎	多賀　太郎	本人
生年月日	明・大・(昭)・平・令 44年11月 2日	個人番号	012345678901
代理人氏名		本人との続柄	電話番号

※宛　※受・過誤　※措　※整　※事業所番号

3　所得から差し引かれる金額に関する事項

⑬ 社会保険料控除	社会保険の種類	支払った保険料
	国民健康保険	320,500円
	国民年金	152,560
	合計	473,060

⑮ 生命保険料控除		
	新生命保険料の計	旧生命保険料の計
	20,000円	90,000円
	新個人年金保険料の計	旧個人年金保険料の計
	10,500円	円
	介護医療保険料の計	
	円	

⑯ 地震保険料控除	地震保険料の計	旧長期損害保険料の計
	23,000円	5,500円

⑰～⑲ 寡婦控除、ひとり親控除、勤労学生控除：⑰ □寡婦控除（□死別 □生死不明 □離婚 □未帰還）　⑱ □ひとり親控除　⑲ □勤労学生控除（□大学 □その他）

⑳ 障害者控除			
氏名	多賀　太郎	障害の程度	1級度
個人番号	012345678901		
氏名		障害の程度	級度
個人番号			

㉑～㉒ 配偶者控除・配偶者特別控除・同一生計配偶者			
配偶者の氏名	多賀　花子	生年月日	明・大・(昭)・平・令 45．9．1
		配偶者の合計所得金額	1,310,000円
個人番号	345678901234	□同一生計配偶者（控除対象配偶者を除く。）	

㉓ 扶養控除	氏名	生年月日	個人番号	同居・別居の区分	続柄	控除額
		明・大・昭・平・令 ． ．		□同居 □別居		万円
	多賀　二郎	(平) 17．1．21	567890123456	✔同居 □別居	子	万円
	助川　一男	(昭) 15．8．1	890123456789	□同居 ✔別居	父	万円
		明・大・昭・平・令 ． ．		□同居 □別居		万円

扶養控除対象外（16歳未満の扶養親族）	氏名	生年月日	個人番号	同居・別居の区分	続柄
	多賀　三郎	(平) 25．4．15	678901234567	✔同居 □別居	子
		平・令 ． ．		□同居 □別居	
		平・令 ． ．		□同居 □別居	

別居の扶養親族等がいる場合には、裏面「１２」に氏名、個人番号及び住所を記入してください。

扶養控除額の合計

㉖ 雑損控除	損害の原因	損害年月日	損害を受けた資産の種類
		． ．	
	損害金額	保険金などで補てんされる金額	差引損失額のうち災害関連支出の金額
	円	円	円

㉗ 医療費控除	支払った医療費等	保険金などで補てんされる金額
	200,000円	50,000円

区分	項目	記号	金額
1 収入金額等	事業 営業等	ア	3,000,000円
	事業 農業	イ	
	不動産	ウ	150,000
	利子	エ	
	配当	オ	150,000
	給与	カ	1,932,500
	雑 公的年金等	キ	
	雑 業務	ク	30,000
	雑 その他	ケ	
	総合譲渡 短期	コ	
	総合譲渡 長期	サ	
	一時	シ	
2 所得金額	事業 営業等	①	1,000,000
	事業 農業	②	
	不動産	③	50,000
	利子	④	
	配当	⑤	150,000
	給与	⑥	1,272,400
	雑 公的年金等	⑦	
	雑 業務	⑧	25,000
	雑 その他	⑨	
	雑 合計(⑦+⑧+⑨)	⑩	25,000
	総合譲渡・一時	⑪	
	合計	⑫	2,497,400
4 所得から差し引かれる金額	社会保険料控除	⑬	473,060
	小規模企業共済等掛金控除	⑭	
	生命保険料控除	⑮	45,500
	地震保険料控除	⑯	16,750
	寡婦、ひとり親控除	⑰～⑱	
	勤労学生・障害者控除	⑲～⑳	300,000
	配偶者控除	㉑	
	配偶者特別控除	㉒	30,000
	扶養控除	㉓	830,000
	基礎控除	㉔	430,000
	⑬から㉔までの計	㉕	2,125,310
	雑損控除	㉖	
	医療費控除 区分□	㉗	50,000
	合計（㉕＋㉖＋㉗）	㉘	2,175,310

地方税法附則第４条の４の規定の適用を選択する場合には、「医療費控除」欄の「区分」の□に「１」と記入してください。

5　給与・公的年金等に係る所得以外（令和 7 年４月１日において65歳未満の方は給与所得以外）の市民税・県民税の納税方法

- ✔ 給与から差引き（特別徴収）
- □ 自分で納付（普通徴収）

裏面

源泉徴収票が発行されないかたは記入してください

6 給与所得の内訳
（日給などの給与所得のある人で、源泉徴収票のない人は記入してください。）

月	日給	勤務日数	月収
1	円		150,000 円
2			150,000
3			150,000
4			150,000
5			150,000
6			150,000
7			150,000
8			165,000
9			167,500
10			150,000
11			150,000
12			150,000
賞与等			100,000 円
合計			1,932,500
法人番号又は所在地	日立市千石町△-△-△		
勤務先名	㈱○△		
電話番号	0294-○○-○○○○		

収支内訳書を作成の上、収入・必要経費を転記してください

7 事業・不動産所得に関する事項

所得の種類	支払者の「名称」及び「法人番号又は所在地」等	収入金額	必要経費	青色申告特別控除額
事業	○○商店	3,000,000 円	1,500,000 円	円
不動産	助川町 1-1-△	150,000	100,000	

8 配当所得に関する事項

配当所得の種類	支払者の「名称」及び「法人番号又は所在地」等	支払確定年月	収入金額	必要経費
株式配当	××㈱	R 6 ・ 6	150,000 円	円
		・		
		・		
		・		
			国外株式等に係る外国所得税額	

9 雑所得（公的年金等以外）に関する事項

種目	支払者の「名称」及び「法人番号又は所在地」等	収入金額	必要経費
講師謝礼	日立市役所	30,000 円	5,000 円

10 総合譲渡・一時所得の所得金額に関する事項

		収入金額	必要経費	差引金額（収入金額－必要経費）	特別控除額	所得金額（差引金額－特別控除額）
総合譲渡	短期	円	円	円	円	イ 円
	長期					ロ
一時						ハ

右上のイの金額を表面のコに、ロの金額を表面のサに、ハの金額を表面のシに記入してください。
右のニの金額を表面の⑪の所得金額欄へ記入してください。

ニ 合計イ＋〔(ロ＋ハ)×1／2〕

11 事業専従者に関する事項

氏名	続柄	生年月日	従事月数	専従者給与（控除）額	個人番号	主配	他配	均有	未	別	専順位
多賀 一郎	子	明・大・昭・平・今 4・10・27	12	500,000 円	4 5 6 7 8 9 0 1 2 3 4 5						A
		明・大・昭・平・今 ・ ・									B
		明・大・昭・平・今 ・ ・									C
		明・大・昭・平・今 ・ ・									D
		合計額									
		所得税における青色申告の承認の有無		承認あり・承認なし							

別居している扶養親族がいる場合、氏名・個人番号・住所を記入してください

12 別居の扶養親族等に関する事項

氏名	助川 一男	個人番号	8 9 0 1 2 3 4 5 6 7 8 9	住所 日立市弁天町□-□-□
氏名		個人番号		住所
氏名		個人番号		住所
氏名		個人番号		住所

13 事業税に関する事項

非課税所得など	番号	所得金額 円
損益通算の特例適用前の不動産所得		円
事業用資産の譲渡損失など	資産の種類	損失額、被災損失額（白） 円
前年中の開（廃）業	開始・廃止	月 日
□ 他都道府県の事務所等		

14 配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除に関する事項

特定配当等に係る所得金額、特定株式等譲渡所得金額を総所得金額に含め、配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除を受けようとする場合は、下の各欄に配当割額及び株式等譲渡所得割額を書き入れてください。

配当割額控除額	円
株式等譲渡所得割額控除額	

15 寄附金に関する事項

都道府県、市区町村分（特例控除対象）		円
住所地の共同募金会、日赤支部分・都道府県、市区町村分（特例控除対象以外）		
条例指定分	県	
	市町村	

支出した寄附金に応じて、各欄にそれぞれ寄附した金額を記入してください。ただし、認定特定非営利活動法人及び特例認定特定非営利活動法人以外の特定非営利活動法人に対する寄附金については、上欄に記入せず、別途「寄附金税額控除申告書(二)」を提出してください。

16 所得金額調整控除に関する事項

氏名		続柄		生年月日	明・大・昭 平・今 ・ ・	障害者に該当する場合	障害者	別居の場合の住所
個人番号								

所得の計算

所得の種類ごとに収入金額を以下の表に当てはめて所得金額を計算してください。

○給与所得の計算（申告書記載欄　カ・⑥）

給料、賃金、賞与などで、パート・アルバイト収入も含みます。複数の支払者からの給与収入がある場合は、必ず合計してから所得金額を計算してください。

収入金額	所得金額
～　550,999円	0円
551,000円 ～ 1,618,999円	収入金額－550,000円
1,619,000円 ～ 1,619,999円	1,069,000円
1,620,000円 ～ 1,621,999円	1,070,000円
1,622,000円 ～ 1,623,999円	1,072,000円
1,624,000円 ～ 1,627,999円	1,074,000円
1,628,000円 ～ 1,799,999円	（収入金額÷4：千円未満切り捨て）×2.4+100,000円
1,800,000円 ～ 3,599,999円	（収入金額÷4：千円未満切り捨て）×2.8-80,000円
3,600,000円 ～ 6,599,999円	（収入金額÷4：千円未満切り捨て）×3.2-440,000円
6,600,000円 ～ 8,499,999円	収入金額×0.9－1,100,000円
※8,500,000円以上	収入金額－1,950,000円

※給与等の収入金額が 850 万円を超える場合で、かつ、次の(1)～(3)のいずれかの要件を満たす場合は、次の所得金額調整控除を給与所得の金額から差し引きます。
(1)申告者本人が特別障害に該当する　(2)23 歳未満の扶養親族を有する　(3)同一生計配偶者または扶養親族が特別障害者に該当する
◆所得金額調整控除＝（給与等の収入金額－850 万円）×0.1
なお、給与等の収入金額が 1,000 万円を超える場合は、所得金額調整控除額は一律 15 万円

○雑所得（公的年金等）の計算（申告書記載欄　キ・⑦）

公的年金等（国民年金、厚生年金、企業年金など）の合計額を次の表に当てはめて所得を計算してください。
※年齢により計算方法が変わります。
※遺族年金、障害年金は非課税のため含みません。

65歳未満のかた（昭和35年1月2日以後生まれのかた）

収入金額	所得金額		
	公的年金等に係る雑所得以外のすべての所得の合計金額		
	1,000万円以下の場合	1,000万円超2,000万円以下の場合	2,000万円を超える場合
～1,299,999円	収入金額－600,000円	収入金額－500,000円	収入金額－400,000円
1,300,000円～4,099,999円	収入金額×0.75－275,000円	収入金額×0.75－175,000円	収入金額×0.75－75,000円
4,100,000円～7,699,999円	収入金額×0.85－685,000円	収入金額×0.85－585,000円	収入金額×0.85－485,000円
7,700,000円～9,999,999円	収入金額×0.95－1,455,000円	収入金額×0.95－1,355,000円	収入金額×0.95－1,255,000円
10,000,000円～	収入金額－1,955,000円	収入金額－1,855,000円	収入金額－1,755,000円

65歳以上のかた（昭和35年1月1日以前生まれのかた）

収入金額	所得金額		
	公的年金等に係る雑所得以外のすべての所得の合計金額		
	1,000万円以下の場合	1,000万円超2,000万円以下の場合	2,000万円を超える場合
～3,299,999円	収入金額－1,100,000円	収入金額－1,000,000円	収入金額－900,000円
3,300,000円～4,099,999円	収入金額×0.75－275,000円	収入金額×0.75－175,000円	収入金額×0.75－75,000円
4,100,000円～7,699,999円	収入金額×0.85－685,000円	収入金額×0.85－585,000円	収入金額×0.85－485,000円
7,700,000円～9,999,999円	収入金額×0.95－1,455,000円	収入金額×0.95－1,355,000円	収入金額×0.95－1,255,000円
10,000,000円～	収入金額－1,955,000円	収入金額－1,855,000円	収入金額－1,755,000円

※給与所得及び公的年金等に係る雑所得があり、給与所得の金額（4 ページの所得金額調整控除の適用がある場合は、適用前の金額）と公的年金等に係る雑所得の金額の合計が 10 万円を超える場合は、10 万円を超えた額を給与所得の金額（4 ページの所得金額調整控除の適用がある場合は、適用後の金額）から差し引きます。（最高 10 万円）

○その他の所得の計算

給与所得及び公的年金等に係る雑所得以外の所得の計算は、収入金額から必要経費（その収入を得るために支払った経費）を差し引いた金額です。

種類		申告書記載欄	詳細	所得金額の計算方法
事業	営業等	ア・①	卸売業、小売業、飲食業、製造業、外交員、漁業などの所得	収入金額－必要経費 （専従者給与を含む） ※収支内訳書を記入し、申告書と一緒に提出してください。
事業	農業	イ・②	米、野菜、果樹の栽培などから得る所得	
不動産		ウ・③	地代、家賃、駐車場収入など不動産から得る所得	
配当		オ・⑤	株式や出資金に対する利益の配当、剰余金の分配、基金利息、投資信託（公社債投資信託及び公募公社債等運用投資信託を除く）の収益分配金など	収入金額　－　必要経費 （源泉徴収前）　（株式などを取得するための負債の利子）
配当		※	上場株式等の配当等の場合、支払時に5％の税率で市・県民税が特別徴収されていますので、申告は不要となりますが、総合課税または分離課税として申告することで、配当控除（総合課税のみ適用）や配当割額控除が適用されます。 なお、その際、特別徴収された5％の税額は、配当割額控除額として申告書（裏面）に記載していただくことにより控除されます。詳しくは、市民税課にお問い合わせください。	
雑	業務	ク・⑧	原稿料、講演料又はネットオークションなどの副収入など	収入金額－必要経費
雑	その他	ケ・⑨	生命保険契約による年金、郵便年金など	
総合譲渡	短期	コ・⑪	機械、ゴルフ会員権、船舶、特許権、漁業権、自動車、書画、骨とう、貴金属などの資産の譲渡から得る所得 ※所有期間が5年以下のもの　→短期 所有期間が5年を超えるもの→長期	収入金額－必要経費－特別控除 （特別控除：短期・長期合せて50万円。ただし、収入金額－必要経費の金額が50万円に満たない場合はその金額。）
総合譲渡	長期	サ・⑪		（収入金額－必要経費－特別控除）×1/2 （特別控除：上記に同じ）
一時		シ・⑪	懸賞の賞金・当選金、生命保険契約に基づく満期返戻金など	（収入金額－必要経費－特別控除）×1/2 （特別控除：50万円。ただし、収入金額－必要経費の金額が50万円に満たない場合はその金額。）
分離課税		－	土地・建物などの譲渡所得、株式の譲渡所得など	分離課税の所得がある場合は市民税課にお問い合わせください。

所得控除の種類

種類	申告書記載欄	詳細	控除額・控除額計算方法
社会保険料控除	⑬	国民健康保険料、国民年金、厚生年金保険料、介護保険料などを支払った場合（領収書が必要です。）	支払った金額の全額
小規模企業共済等掛金控除	⑭	小規模企業共済等掛金を支払った場合	
生命保険料控除	⑮	生命保険契約等に係る保険料または掛金を支払った場合	7ページ「所得控除の計算〇生命保険料控除」をご覧ください。
地震保険料控除	⑯	地震保険契約に係る保険料または掛金を支払った場合 平成18年12月31日までに締結された一定の長期損害保険契約も対象になります。（旧長期損害保険料） 一つの契約において、地震保険と旧長期損害保険の両方に該当する場合は、いずれか一方の控除を選択	8ページ「所得控除の計算〇地震保険料控除」をご覧ください。
寡婦控除（女性のみ）	⑰	下欄の「ひとり親控除」に該当しないかたで、次の①②③すべてに該当するかた ①合計所得金額が500万円以下 ②次のいずれかに該当すること ・夫と死別した後、婚姻をしていないかたまたは夫の生死が不明なかた ・夫と離別した後、婚姻をしていないかたで子以外の扶養親族があるかた ③事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められるかたがいないこと	260,000円
ひとり親控除	⑱	現に婚姻をしていないかた、または配偶者の生死が不明なかたで次の①②③すべてに該当するかた ①合計所得金額が500万円以下 ②生計を一にする子（その年分の所得金額が48万円以下）があるかた ③事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められるかたがいないこと	300,000円
勤労学生控除	⑲	申告者本人が学生または生徒等であり、自己の勤労による事業・給与・退職所得または雑所得を有するもののうち、合計所得金額が75万円以下であり、かつ、前記以外の所得が10万円以下である場合	260,000円
障害者控除	⑳	申告者本人または同一生計配偶者（控除対象配偶者を含む）や扶養親族のうち障害のあるかたがいる場合	〇特別障害（身体障害者手帳１・２級、療育手帳マルA・A、精神障害１級またはそれに準ずるかた）…300,000円 〇普通障害（上記以外のかた）…260,000円 〇同居特別障害者（特別障害者で、申告者本人・配偶者または申告者と生計を一にする親族との同居を常況としているかた）…530,000円
配偶者控除	㉑	申告者本人の合計所得金額が1,000万円以下で、12月31日現在で生計を一にする配偶者の合計所得金額が48万円以下の場合	〇配偶者（昭和30年1月2日以後生まれのかた） 〇老人控除対象配偶者（昭和30年1月1日以前生まれのかた） 8ページ「所得控除の計算〇配偶者控除・配偶者特別控除」をご覧ください。
配偶者特別控除	㉒	申告者本人の合計所得金額が1,000万円以下で、12月31日現在で生計を一にする配偶者の合計所得金額が48万円超133万円以下の場合	
扶養控除	㉓	申告者本人の親族（配偶者を除く）で、12月31日現在で生計を一にするかたのうち、16歳以上かつ合計所得金額が48万円以下の場合	〇一般（平成21年1月1日以前生まれのかた）…330,000円 〇特定（平成14年1月2日から平成18年1月1日までの間に生まれたかた）… 450,000円 〇老人（昭和30年1月1日以前生まれのかた）…380,000円 〇同居老親等（老人扶養のうち、直系尊属で申告者本人またはその配偶者との同居を常況としているかた）…450,000円
基礎控除	㉔	申告者本人の合計所得金額が2,500万円以下の場合	〇合計所得金額2,400万円以下…430,000円 〇合計所得金額2,400万円超2,450万円以下…290,000円 〇合計所得金額2,450万円超2,500万円以下…150,000円

種類	申告書記載欄	詳細	控除額・控除額計算方法
雑損控除	㉖	災害、盗難又は横領によって生活用資産などに損害を受けた場合	次の①②のいずれか多い方の金額 ①損失の金額－（総所得金額等の合計額×１０％） ②損失金額のうち災害関連支出の金額－5万円
医療費控除（注）	㉗	次の①②のいずれかに該当する場合 ①申告者本人または申告者と生計を一にする配偶者やその他の親族のために医療費を支払った場合 ※美容整形、健康増進のため、インフルエンザの予防接種、人間ドック（重大な疾病が発見され引き続き治療をする場合を除く）の費用は該当になりません。 ②申告者本人が健康の保持増進及び疾病の予防への取組（健康診査、予防接種、定期健康診断、特定健康診査、がん検診など）を行っており、申告者本人または申告者と生計を一にする配偶者やその他の親族のために特定一般用医薬品等購入費を支払った場合 ※申告者本人が健康の保持増進及び疾病の予防として一定の取組を行ったことを明らかにする書類（インフルエンザ予防接種の領収書や健康診断の結果通知表など）の添付が必要です。	次の①②のいずれかを選択 ①（支払った医療費の総額－保険金などで補てんされる金額）－（10万円または総所得金額等の合計額×5%のいずれか少ない額） ※200万円が限度額 ②特定一般用医薬品等の購入費－保険金などで補てんされる金額－1万2千円　※8万8千円が限度額 ※②を選択する場合には申告書表面右側㉗「医療費控除」の区分欄に「1」と記入してください。

（注）医療費控除を受けるかたへ

医療費控除を受ける場合「医療費控除の明細書」の添付が必要となります。医療費の領収書の添付または提示は必要ありません。なお、領収書は５年間保管してください。

所得控除の計算

○生命保険料控除

平成２４年１月１日以後に締結した契約に係る保険料（新契約）と平成２３年１２月３１日以前に締結した契約に係る保険料（旧契約）では取扱いが異なります。

A	一般生命保険料	新契約の支払合計額	
B		旧契約の支払合計額	
C	介護医療保険料の支払合計額		
D	個人年金保険料	新契約の支払合計額	
E		旧契約の支払合計額	

申告書表面左側⑮に転記してください

計算式①	A、C、Dの金額	新契約の保険料控除額
	～12,000円	A、C、Dの金額
	12,001円～32,000円	A、C、Dの金額÷2＋ 6,000円
	32,001円～56,000円	A、C、Dの金額÷4＋14,000円
	56,001円～	28,000円

計算式②	B、Eの金額	旧契約の保険料控除額
	～15,000円	B、Eの金額
	15,001円～40,000円	B、Eの金額÷2＋ 7,500円
	40,001円～70,000円	B、Eの金額÷4＋17,500円
	70,001円～	35,000円

※計算式①・②ともに小数点以下は切り上げます。

F	Aを計算式①に当てはめて計算した金額	（最高28,000円）
G	Bを計算式②に当てはめて計算した金額	（最高35,000円）
H	F＋G（最高28,000円）とGのいずれか大きい金額	
I	Cを計算式①に当てはめて計算した金額	（最高28,000円）
J	Dを計算式①に当てはめて計算した金額	（最高28,000円）
K	Eを計算式②に当てはめて計算した金額	（最高35,000円）
L	J＋K（最高28,000円）とKのいずれか大きい金額	
M	H＋I＋L	（最高70,000円）

申告書表面右側⑮に転記してください

○地震保険料控除

A	地震保険料の支払合計額	
B	旧長期損害保険料の支払合計額	

申告書表面左側⑯に転記してください

C	地震保険料	Aの金額	地震保険料控除
		～50,000円	Aの金額÷2
		50,001円～	25,000円

D	旧長期損害保険料	Bの金額	旧長期損害保険料の控除額
		～5,000円	Bの金額
		5,001円～15,000円	Bの金額÷2＋2,500円
		15,001円～	10,000円

E	C＋D	（最高25,000円）

申告書表面右側⑯に転記してください

○配偶者控除・配偶者特別控除

配偶者の所得が４８万円以下の場合は配偶者控除、４８万円を超え１３３万円以下の場合は配偶者特別控除が適用されます。申告するかたの合計所得金額、配偶者の合計所得金額に応じて控除額が変わります。

申告するかたの合計所得金額が１，０００万円を超える場合は、配偶者控除及び配偶者特別控除は適用されません。

	申告するかたの合計所得金額		
配偶者の合計所得金額	900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下
48万円以下	33万円	22万円	11万円
老人控除対象配偶者	38万円	26万円	13万円
48万円超　100万円以下	33万円	22万円	11万円
100万円超　105万円以下	31万円	21万円	11万円
105万円超　110万円以下	26万円	18万円	9万円
110万円超　115万円以下	21万円	14万円	7万円
115万円超　120万円以下	16万円	11万円	6万円
120万円超　125万円以下	11万円	8万円	4万円
125万円超　130万円以下	6万円	4万円	2万円
130万円超　133万円以下	3万円	2万円	1万円
133万円超	0万円	0万円	0万円

≪注意≫

配偶者控除・扶養控除など所得の制限がある控除を受ける場合は、ご家族の所得を必ず確認してから申告をしてください。

※所得が４８万円以下の収入とは

給与収入のみでは　・・・1,030,000 円以下

６５歳未満で年金収入のみでは　・・・1,080,000 円以下

６５歳以上で年金収入のみでは　・・・1,580,000 円以下